

○岡山市花き地方卸売市場業務条例

令和2年3月18日

市条例第29号

岡山市花き地方卸売市場業務条例（平成23年市条例第62号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 管理者の設置及び市長と管理者との関係（第6条－第9条）

第3章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第10条－第22条）

第2節 仲卸業者（第23条－第31条）

第3節 売買参加者（第32条－第34条）

第4節 関連事業者（第35条－第38条）

第4章 売買取引及び決済の方法（第39条－第55条）

第5章 市場施設の使用（第56条－第64条）

第6章 監督（第65条－第68条）

第7章 取引業務運営委員会（第69条－第77条）

第8章 雑則（第78条－第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岡山市花き地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する事項、施設の使用、監督処分等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、次条第1号に規定する花き等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定及び花き産業の健全な発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 花き等 花き及びその加工品並びに種苗その他花き関連商品をいう。
- (2) 管理者 第6条の規定により置かれる市場事業管理者をいう。
- (3) 規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により管理者が制定する管理規程をいう。
- (4) 卸売業者 第12条第1項の許可を受け、市場に出荷される花き等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (5) 仲卸業者 第25条第1項の承認を受け、市場において卸売を受けた花き等を市場内の店舗において販売する業務を行う者をいう。
- (6) 売買参加者 第32条第1項の承認を受け、市場において卸売業者が行うせり売又は入札による卸売を受ける者をいう。
- (7) 関連事業者 第35条第1項の承認を受け、出荷者、売買参加者、買出人（市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、その承認に係る市場内の店舗その他の施設において規程で定める業務を営む者をいう。
- (8) 取引参加者 市場において売買取引を行う卸売業者、仲卸業者、出荷者、仲卸業者以外の者で卸売業者から卸売を受けるもの（売買参加者を含む。）及び買出人をいう。

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、花き等とする。

（開場の期日）

第4条 市場は、次に掲げる市場の休業日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日（1月4日及び12月25日から12月29日までの間の土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 1月1日から1月3日まで、12月30日及び12月31日

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認める

ときは、休日以外の日に開場しないことができる。

- 3 管理者は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、花き等に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の購買慣習等を十分考慮するものとする。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

第2章 管理者の設置及び市長と管理者との関係

(管理者の設置)

第6条 市場の業務の一部を執行させるため、地方公営企業法第7条の規定により、管理者を置くものとする。

(業務執行の原則)

第7条 市長及び管理者は、相互に第1条の目的の実現に向けて連携し、市場の業務に係る事務を適正に執行しなければならない。

- 2 管理者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的取扱いをしてはならない。

(管理者の選任)

第8条 市長は、市場の業務を行うのに必要な識見を有する者を管理者として任命するものとする。

- 2 市長は、管理者が欠けたときは、遅滞なく、前項の規定により、新たな管理者を任命するものとする。

(市長の管理者に対する指示)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、管理者に対し、管理者の行った行為の中止、変更その他の必要な行為の指示をすることができる。

- (1) 市民の福祉に重大な影響がある市場事業の業務の執行に関しその福祉を確保するために必要があるとき。
- (2) 管理者以外の市の機関の権限に属する事務の執行と市場事業の業務の執行との間の

調整を図るために必要があるとき。

第3章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の責務)

第10条 卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、花き等の集荷及び流通経費の節減に努めるとともに、市場秩序に配慮した公正かつ効率的な取引を推進しなければならない。

(卸売業者の数の最高限度)

第11条 卸売業者の数の最高限度は、2とする。

(卸売業務の許可)

第12条 卸売の業務を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

3 前項の許可申請書には、規程で定める書類を添付しなければならない。

4 管理者は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第68条第1項の規定による市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して

2年を経過しないもの

ウ 第68条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの

エ 第68条第1項の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して2年を経過しないもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」と総称する。）

カ 市場の売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人

(5) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

(6) 申請者が市場の仲卸業者又は売買参加者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けている者であるとき。

(9) その許可をすることによって卸売業者の数が、前条の最高限度を超えることとなるとき。

5 管理者は、第1項の許可の申請をした者が第18条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、同項の許可をしないことができる。

6 管理者は、第1項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、第69条に規定する委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、管理者は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

（保証金の預託）

第13条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第14条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、120万円以上1,200万円以下の金額の範囲内において規程で定める額とする。

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- (5) 政府がその債務について保証契約をした債券

3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第5号に掲げる有価証券 その額面金額に相当する額
- (2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額

(保証金の追加預託)

第15条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、管理者の指定する期間（以下この条において「指定期間」という。）内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第16条 管理者は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第17条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第18条 管理者は、卸売業者が第12条第4項第2号若しくは第4号から第8号まで又は次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第12条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第13条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第12条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第19条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて管理者の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について管理者の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。

4 第12条第3項から第6項までの規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第12条第3項中「前項の許可申請書」とあるのは「第19条第3項の申請書」と、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しく

は合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第5項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「同項の許可を」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可を」と、同条第6項中「第1項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第19条第1項又は第2項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併等による地位の承継については、譲渡人又は合併等以前の法人が使用指定を受けていた市場施設の使用権が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第20条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 定款を変更したとき。
- (3) 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(売買取引条件の公表)

第21条 卸売業者は、市場における売買取引について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 商品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の花き等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 花き等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（この条例に定められた決済

の方法に則したものに限る。)

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭
(以下「奨励金等」という。)がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付基準を含む。)

(7) 物品の事故に関する事項

(事業報告書の作成等)

第22条 卸売業者は、事業年度ごとに、規程で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、管理者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりこれを閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の責務)

第23条 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品について公正かつ適正な評価及び経営の近代化に努めるとともに、市場秩序に配慮した公正かつ効率的な取引を推進しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度)

第24条 仲卸業者の数の最高限度は、6とする。

(仲卸業務の承認)

第25条 仲卸しの業務を行おうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の名

3 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第68条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの

ウ 暴力団員等

エ 市場の売買参加者又は卸売業者、他の仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人

(5) 申請者が市場における仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者が市場の卸売業者又は売買参加者であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(9) その承認をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第26条 仲卸業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を

管理者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第27条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、30万円以上80万円以下の金額の範囲内において規程で定める額とする。

2 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の承認の取消し)

第28条 管理者は、仲卸業者が第25条第3項第2号若しくは第4号から第8号まで又は次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第25条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に第26条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第25条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第29条 仲卸業者が営業又は事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて管理者の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について管理者の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、承認申請書を管理者に提出しなければならない。

4 第25条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合にお

いて、同条第3項中「第1項の承認の申請」とあるのは「第29条第1項又は第2項の承認の申請」と、「同項の承認」とあるのは「同条第1項又は第2項の承認」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併等による地位の承継については、譲渡人又は合併等以前の法人が使用指定を受けていた店舗の使用権が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第30条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第25条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 仲卸しの業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第31条 仲卸業者は、事業年度ごとに、規程で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、管理者に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第32条 仲卸業者以外の者でせり売又は入札による卸売を受けようとするものは、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

3 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が第68条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (7) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第33条 管理者は、売買参加者が前条第3項第1号若しくは第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第34条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 第32条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の承認)

第35条 市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実に図るため市場内の店舗その他の施設において業務を営もうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号
- (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (4) 承認を受けて営もうとする業務の内容

3 管理者は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第68条第2項の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は能力並びに資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (7) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(保証金)

第36条 関連事業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を管理者に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第63条第1項に規定する市場使用料の月額額の6倍の金額を下回らない範囲内において規程で定める額とする。

4 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(承認の取消し等)

第37条 管理者は、関連事業者が第35条第3項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当するときは、同条第1項の承認を取り消すことができる。

2 第28条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者が第25条第3項第2号若しくは第4号から第8号まで又は」とあるのは「関連事業者が」と、「同条第1項」及び「第25条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「第26条第1項」とあるのは「第36条第1項」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第38条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 関連事業を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第35条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 関連事業を廃止したとき。

2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、管理者にその旨を届け出なければならない。

第4章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第39条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第40条 卸売業者が市場において行う卸売については、せり売若しくは入札又は相対による取引（以下「相対取引」という。）の方法によらなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の方法により卸売を行わなければならない。
- 3 卸売業者は、常に市況を見極め、最適な取引を行うものとする。
- 4 卸売業者は、物品の販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の単位)

第41条 売買取引の単位は、本又は鉢とする。ただし、これによることが困難なものに

については、本又は鉢以外の単位によることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(委託手数料以外の報償の収受の禁止)

第43条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第54条第1項の委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第44条 卸売業者は、規程で定めるところにより、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたとき、又はこれを変更したときは、速やかに管理者に届け出るとともに、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売原票の作成)

第45条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、規程で定めるところにより、直ちに販売原票を作成しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制等)

第46条 仲卸業者は、市場内においては、物品の販売の委託の引受けをしてはならない。

2 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(売買取引の制限)

第47条 管理者は、取引参加者間の売買に不正又は不当な行為があると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第48条 管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第49条 卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を、毎開場日、規程で定める時刻までに管理者に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

2 卸売業者は、規程で定めるところにより、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分した卸売価格を、毎開場日、卸売が終了した後速やかに管理者に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

3 卸売業者は、規程で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量、卸売金額（単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る単価をいう。以下同じ。）に数量を乗じて得た金額にその消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。）及び単価に数量を乗じて得た金額を、毎月10日までに管理者に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第50条 卸売業者は、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を、毎開場日、規程で定める時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

2 卸売業者は、次に掲げる区分ごとに、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を、毎開場日、卸売が終了した後速

やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) せり売又は入札による卸売

(2) 相対取引による卸売

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第21条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を、毎月10日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(管理者による売買取引の結果等の公表)

第51条 管理者は、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日の主要な品目ごとの卸売の数量及び価格を、卸売業者から第49条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 管理者は、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに売買取引の方法ごとに高値、中値及び安値に区分した価格を、卸売業者から第49条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(支払期日及び支払方法)

第52条 卸売業者は、卸売のための販売の委託を受けた物品（以下「受託物品」という。）の卸売をしたときは、委託者に対し、当該卸売をした日の翌日（特約がある場合にあっては特約の期日）までに規程で定める売買仕切書を送付するとともに、受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担すべき費用を控除した額を支払わなければならない。

2 卸売業者又は仲卸業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日（特約がある場合にあっては特約の期日）までに、代金を支払わなければならない。

3 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（特約がある場合にあっては特約の期日まで）に代金を支払わなければならない。

4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時（特約がある場合にあっては特約の期日まで）に代金を支払わなければならない。

5 市場における売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金、口座振替又は電子決済のいずれかを選択することができる。

（取引に関する事項を記載した書類）

第53条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該受託物品の卸売価格、卸売数量その他取引に関する事項を記載した書類を正確に作成し、委託者に対し送付しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該受託物品の卸売価格に卸売数量を乗じて得た額から委託者の負担すべき費用の額を控除した額を確実に送金しなければならない。

（委託手数料の率）

第54条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に料率を乗じた額とする。）の率を定めようとするときは、規程で定めるところにより、あらかじめ、その内容を管理者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の率をインターネットの利用その他の適切な方法により、委託者に周知しなければならない。

3 管理者は、第1項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に対して当該届出に係る委託手数料の率の変更を命ずることができる。

（卸売代金の変更の禁止）

第55条 卸売業者は、卸売をした物品について、あらかじめ公表している物品の事故に関する事項に該当する場合を除き、卸売代金の変更をしてはならない。

第5章 市場施設の使用

（施設の使用指定等）

第56条 卸売業者、仲卸業者、関連事業者等が使用する市場施設（市場内の用地及び建

物その他の施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、管理者が指定する。

2 管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定又は第2項の規定による許可をしてはならない。

(1) 申請者が暴力団員等であるとき。

(2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(3) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

5 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を管理者に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき管理者の承認を受けた者については、この限りでない。

6 前項の保証金の額は、第63条第1項に規定する市場使用料の月額額の6倍とする。

7 第14条第2項及び第3項、第15条、第16条並びに第17条の規定は、第5項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第57条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第58条 使用者は、管理者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が管理者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又

は市場施設の原状に変更を加えたときは、管理者は、使用者に対して返還の際、原状回復を命じ、又はその損害の賠償を求めることができる。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第59条 管理者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して第56条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(返還)

第60条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、管理者の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復等)

第61条 使用者が前条の規定に違反し、市場施設の原状回復を行わないときは、管理者は、自らこれを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(補修命令)

第62条 管理者は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対してその補修を命じ、又はその損害の賠償を求めることができる。

(使用料等)

第63条 市場使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「使用料」という。）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表に規定する金額の範囲内において規程で定める額とする。

2 管理者が指定又は許可をする場所において使用する電力、電話、ガス、上下水道、冷暖房等の費用は、使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。

4 第57条ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、管理者は、その市場施設を使用する者にその本来の用途の使用料に相当する額を納付させることができる。

(使用料等の減免)

第64条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料を減免することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。
- (2) 第59条の規定による使用停止の期間が3日以上にわたったとき。
- (3) 法令に基づく処分を受け、営業不能になったことにより、休業が3日を超えたとき。
- (4) 使用者が国若しくは公共団体であるとき、又は管理者が特別の事由があると認めたとき。

2 使用者に関する市場内の諸証明に係る手数料は、免除する。

第6章 監督

(指導及び助言)

第65条 管理者は、この条例に定められている遵守事項（取引参加者及び関連事業者が市場における業務に関し遵守すべき事項をいう。）を取引参加者及び関連事業者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(報告及び検査)

第66条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類及びその他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第67条 管理者は、この条例の施行に必要な範囲において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、それぞれ当該業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨

を命ずることができる。

(監督処分)

第68条 管理者は、取引参加者に、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、取引参加者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、売買参加者にあつては第3号の規定による処分をすることができる。

(1) 第12条第1項の許可を取り消し、業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命じ、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めて同項の許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じること。

(2) 第25条第1項の承認を取り消し、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じること。

(3) 第32条第1項の承認を取り消し、5万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。

2 管理者は、関連事業者に、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第35条第1項の承認を取り消し、1万円以下の過料に処し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 管理者は、買出人、出荷者並びに仲卸業者及び売買参加者以外の者であつて卸売業者から卸売を受けるもの（以下この項において「買出人等」という。）に、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、当該買出人等に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 管理者は、取引参加者又は関連事業者（以下この項において「取引参加者等」という。）の代表者、代理人又は使用人その他の従業者に、当該取引参加者等の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反する行為があるときは、当該行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その取引参加者等に対しても前各項の規定を適用する。

第7章 取引業務運営委員会

(取引業務運営委員会の設置)

第69条 市場の運営及び売買取引に関し重要な事項を調査審議させるため、岡山市花き地方卸売市場取引業務運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第70条 委員会は、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、次に掲げる事項に関し、管理者に意見を述べることができる。

- (1) 市場の経営に関すること。
- (2) 市場の業務の運営に関すること。
- (3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第71条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第72条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の選任及び権限)

第73条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第74条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する

ところとする。

(関係者の出席等)

第75条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第76条 委員会の庶務は、岡山市市場事業部において処理する。

(規程への委任)

第77条 第69条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、規程で定める。

第8章 雑則

(卸売の業務の代行)

第78条 管理者は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受けたこと等により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせることができる。

(無許可営業等の禁止)

第79条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可又は承認を受けた業務を行う場合並びに管理者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対して、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第80条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び場内での運搬については、管理者の指示に従わなければならない。

2 管理者は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第81条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 管理者は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

(市の免責)

第82条 この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分によって損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(責任の範囲)

第83条 取引参加者及び関連事業者は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人若しくは使用人その他の従業員が、この条例若しくはこの条例に基づく規程又はこれらに基づく処分に違反したときは、自己の指図によらないことを事由にその責めを免れることができない。

(許可等の制限又は条件)

第84条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第85条 管理者は、この条例の規定による申請等（申請、届出その他この条例の規定に基づき管理者に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この条例の規定にかかわらず、規程で定めるところにより、電子情報処理組織（市場の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関するこの条例に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関するこの条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市場の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に管理者に到達したものとみなす。

(市長への報告義務)

第86条 管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、市長にその旨を報告しなければならない。

- (1) 第4条第2項の規定により臨時に開場し、又は休業したとき。
- (2) 第12条第1項、第18条若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による卸売業者に係る処分をしたとき、又は第20条の規定により卸売業者から届出を受けたとき。
- (3) 第13条第1項、第15条第1項又は第16条の規定により卸売業者から保証金の預託を受けたとき。
- (4) 第25条第1項、第28条若しくは第29条第1項若しくは第2項の規定による仲卸業者に係る処分をしたとき、第26条第1項の規定により仲卸業者から保証金の預託を受けたとき、又は第30条の規定により仲卸業者からの届出を受けたとき。
- (5) 第32条第1項若しくは第33条の規定により売買参加者に係る処分をしたとき、又は第34条の規定により売買参加者の届出を受けたとき。
- (6) 第66条第1項の規定により検査を行ったとき。
- (7) 第70条の規定により意見を受けたとき、又は第71条第2項の規定により委嘱をしたとき。
- (8) 第78条の規定により他の卸売業者に卸売の業務を行わせたとき。

(委任)

第87条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条による改正前の法及びこの条例による改正前の岡山市花き地方卸売市場業務条例の規定によってした許可、認可、承認その他の処分又は申請その他の手続若しく

は行為でこの条例の規定に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第63条関係）

種別		単位	金額
卸売業者市場使用料			単価に数量を乗じて得た金額の1,000分の3に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額
第46条第2項の規定により、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合における仲卸業者市場使用料			販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）の1,000分の3に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額
卸売業者売場使用料	卸売場	1平方メートルにつき1月	220円
	花き保冷保温売場棟	1平方メートルにつき1月	843円
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき1月	1,650円
関連事業者売場使用料	金融機関	1平方メートルにつき1月	1,980円
	関連事業者店舗	1平方メートルにつき1月	1,650円
福利厚生施設（食堂）使用料		1平方メートルにつき1月	1,320円
事務所使用料	卸売業者の事務所	1平方メートルにつき1月	1,650円
	その他の事務所	1平方メートルにつき1月	1,870円
倉庫使用料		1平方メートルにつき1月	1,650円
空地使用料		1平方メートルにつき1月	22円
駐車場使用料		1平方メートルにつき1月	334円

